



# 鳥取県公報

平成 27 年 9 月 8 日 (火)  
第 8 7 3 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	災害対策基本法による指定地方公共機関の指定 (613) (危機管理政策課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (614) (文化政策課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (615) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の廃止の届出 (616) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による介護機関の指定 (617) (〃) . . . . . 4
	身体障害者福祉法による医師の指定 (618) (障がい福祉課) . . . . . 5
	指定自立支援医療機関の指定 (619) (〃) . . . . . 5
	指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (620) (東部福祉保健事務所) . . . . . 5
	保安林の指定の解除 (621) (森林づくり推進課) . . . . . 6
	指定障害児通所支援事業者の指定 (622) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	土地改良区の役員の退任 (623) (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (46) . . . . . 6
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (28) (図書館) . . . . . 7
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) . . . . . 7
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) . . . . . 8
	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) . . . . . 9
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第613号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により、次の法人を指定地方公共機関に指定したので、告示する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所
日本海ケーブルネットワーク株式会社	鳥取市富安二丁目137
株式会社鳥取テレピア	鳥取市安長221
株式会社中海テレビ放送	米子市河崎610
鳥取中央有線放送株式会社	東伯郡琴浦町逢東806

## 鳥取県告示第614号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成27年度子ども文化芸術体験支援事業委託業務審査委員会	平成27年度子ども文化芸術体験支援事業委託業務の受託者の選定に関する事項	平成27年9月8日から同年10月31日まで	文化政策課

## 鳥取県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から、居宅介護事業所の名称及び所在地、介護予防事業所の名称及び所在地、又は居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社エヌ・ビー・ラボ	神奈川県横浜市 中区桜木町一丁目101-1	訪問介護事業 所エルスリー 鳥取	鳥取市卯垣五丁目 60	訪問介護	平成27年5 月1日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	訪問介護のぞ み	倉吉市下余戸161 -1	〃	平成27年5 月15日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービス センターさか い幸朋苑	境港市誠道町2083	通所介護	平成24年4 月1日
米子医療生活 協同組合	米子市博労町三 丁目80-1	デイサービス おおたか	米子市尾高1812	〃	平成27年6 月1日

社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	短期入所生活 介護事業所さ かい幸朋苑	境港市誠道町2083	短期入所生活介護	平成24年4 月1日
〃	〃	認知症対応型 デイサービス センターいし い	米子市石井687- 2	認知症対応型通所 介護	平成27年5 月1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問介護事業 所さかい幸朋 苑	境港市誠道町2083	介護予防訪問介護	平成24年4 月1日
株式会社エヌ・ビー・ラボ	神奈川県横浜市 中区桜木町一丁 目101-1	訪問介護事業 所エルスリー 鳥取	鳥取市卯垣五丁目 60	〃	平成27年5 月1日
有限会社和企画	倉吉市幸町532- 1	訪問介護のぞ み	倉吉市下余戸161 -1	〃	平成27年5 月15日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービス センターさか い幸朋苑	境港市誠道町2083	介護予防通所介護	平成24年4 月1日
米子医療生活 協同組合	米子市博労町三 丁目80-1	デイサービス おおたか	米子市尾高1812	〃	平成27年6 月1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	短期入所生活 介護事業所さ かい幸朋苑	境港市誠道町2083	介護予防短期入所 生活介護	平成24年4 月1日
〃	〃	認知症対応型 デイサービス センターいし い	米子市石井687- 2	介護予防認知症対 応型通所介護	平成27年5 月1日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
有限会社コト ブキ家具店	鳥取市二階町二丁目 219	なないろ居宅介護支援セ ンター	鳥取市二階町二丁目219	平成25年9 月1日

## 鳥取県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問入浴介護 事業所さかい 幸朋苑	境港市誠道町 2083	訪問入浴介護	平成 20 年 4 月 1 日
岩美町	岩美郡岩美町大 字浦富 675-1	岩美町訪問看 護ステーショ ン	岩美郡岩美町大 字浦富 1029-2	訪問入浴介護、訪 問看護	平成 27 年 3 月 31 日
有限会社ケ ア・サービス博 愛	鳥取市吉方温泉 二丁目 516	有限会社ケ ア・サービス博 愛	鳥取市吉方温泉二 丁目 516	訪問介護	平成 25 年 9 月 1 日
中塚 嘉津江	鳥取市河原町弓 河内 173	森医院	鳥取市河原町曳田 117-1	訪問リハビリテー ション	平成 21 年 2 月 13 日
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指 導、訪問看護	平成 27 年 3 月 31 日
医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市車尾南一 丁目 12-41	医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市車尾南一丁 目 12-41	訪問看護	平成 27 年 6 月 1 日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社ケ ア・サービス博 愛	鳥取市吉方温泉 二丁目 516	有限会社ケ ア・サービス博 愛	鳥取市吉方温泉二 丁目 516	介護予防訪問介護	平成 24 年 3 月 31 日
中塚 嘉津江	鳥取市河原町弓 河内 173	森医院	鳥取市河原町曳田 117-1	介護予防訪問リハ ビリテーション	平成 21 年 2 月 13 日
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養 管理指導、介護予 防訪問看護	平成 27 年 3 月 31 日
岩美町	岩美郡岩美町大 字浦富 675-1	岩美町訪問看 護ステーショ ン	岩美郡岩美町大 字浦富 1029-2	介護予防訪問看護	〃
医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市車尾南一 丁目 12-41	医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市車尾南一丁 目 12-41	〃	平成 27 年 6 月 1 日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
岩美町	岩美郡岩美町大 字浦富 675-1	岩美町訪問看護ステー ション	岩美郡岩美町大 字浦富 1029-2	平成 27 年 3 月 31 日

## 鳥取県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援

法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社アドバン	鳥取市若葉台北四丁目7-1	デイサービスあらいぶ	鳥取市若葉台北六丁目1-9	通所介護	平成27年8月12日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社アドバン	鳥取市若葉台北四丁目7-1	デイサービスあらいぶ	鳥取市若葉台北六丁目1-9	介護予防通所介護	平成27年8月12日

## 鳥取県告示第618号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
内科・循環器内科	心臓機能障害	角田 郁代	境港市外江町2275-1 つのだ内科・循環器内科クリニック

## 鳥取県告示第619号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
宮石 雅浩	倉吉市上井263-2	宮石クリニック	倉吉市福庭町一丁目141	精神通院医療	平成27年7月19日
有限会社こやま薬局	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局美萩野店	鳥取市美萩野一丁目49	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成27年9月1日

## 鳥取県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人松風	岩美郡岩美町浦富1418-2	のぞみ治療院	岩美郡岩美町浦富1418-2	就労継続支援A型	平成27年9月13日

**鳥取県告示第621号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
倉吉市関金町山口字良源寺1945の31
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第622号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
ティーアンドディー株式会社	米子市祇園町二丁目242-82	放課後等デイサービス孫の手	米子市両三柳825	平成27年8月28日	放課後等デイサービス

**鳥取県告示第623号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 伸 一 米子市淀江町今津256-1

平成27年8月4日退任

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第46号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成27年9月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,500
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,497
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,828
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,990
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,180
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,436
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,655
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,405
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,225
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,925
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,041
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,468

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第28号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月8日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「図書館で夢を実現しました大賞」審査委員会	図書館で夢を実現しました大賞に係る優秀事例の選考に関する事項	平成27年9月10日から平成28年3月31日まで	図書館

## 公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成27年9月8日から同年11月9日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成27年11月9日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

- 2 大規模集客施設の名称  
（仮称）ドラッグコスモス目久美店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
米子市目久美町244-1外
- 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積  
2,043平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成28年1月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）  
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字大屋字一ノ谷奥530、535、538、字住屋途539、字析谷570、字大谷奥左571の2、571の3、字尾谷573、字小字野尾上587、字カツラ谷596、603、604、字半田左平605、606の1、609、610の2、字半田セド642の2、字藤谷奥667の2、668、669の1、字立木口右674の2、679、679の1、字小谷681、686の2、字オナ谷687の1、687の5から687の8まで、大字真鹿野字草平581の1、581の6、584、字北谷587、字土居ノ瀬戸607、609、字金谷奥634の9、634の12、634の17、636の4、636の8、636の10、650の9、650の10、650の15、字小谷211、663、664の3、字後谷696、697、698の2、699の1から699の5まで、705の2、字本谷奥711、712、718の2、718の8、718の13、718の38、718の43、719、729、730の5、738の3、738の4、738の17、738の19、742、749、750、751の8、751の13、字酒銭田758の3、758の7、758の9、775、776の1、字寺土居790、字梅ノ木谷799、815、字市略谷822、大字野原字野谷奥229、230、303の1、304の1、字西谷口255、字西谷奥下平263、305の2、305の5、305の8、306の5、307の16、307の34、307の36、307の37、307の41、307の44、字西谷奥上平279、284、292、308の2、308の12、309の5、309の7、309の14、309の23、大字奥本字山本631、632の1、字家ノ奥634の2、634の3、640の6、645の1、645の2、646、字郷平658、字皆地668の8、字クジヤ谷701の7、字松ノ木713の1、714の1、715、716、718の3、718の4、722、733の2、字下モ田732の2、732の3、字坊ヶ谷745の2、747の1、747の2、字梅木谷749の2、751の1、752、753の1、753の2、754、756の2、757の1、字坂ノ谷765の1、765の12、765の18、765の19、765の24、765の36、766から769まで、784の14、792、793の2、793の5、793の6、793の12、793の17、795、801の1、802の1、字笠木口844の2、844の4、845の3、846、字大谷口904の2、906の1、906の3、字三ヶ月907の1、908、909の1、909の2、910の16、910の17、911の1、911の2、913の1、913の2、913の4、915の2、915の5、915の9、字ヒコガ途952、953、956の6、956の10、字又毛口991の1、991の2、992、993の1、994から997まで、字又毛長途1011、1013、1014、1015の1、1016、大字東字塚字隠谷上456の1、字井手ノ上528、字池ノ谷口659、大字大背字ツヅラ原奥1551の2、1551の13、1551の25、1559の2、1559の14、1560、1561の1、1561の14から1561の16まで、字カウカ谷奥1565の2、1566
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、平成27年4月21日付鳥取県告示第295号（保安林の指定施業要件の変更について）



のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 智頭町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名又は 名称及び代表者の 氏名	開発者の住 所又は主た る事務所の 所在地	開発行為を 行う土地の 所在地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開発行為の 工期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
東京センチュリー リース株式会社 代表取締役社長 浅田 俊一	東京都千代 田区神田練 堀町3	米子市淀江 町中西尾大 平336-15外 47筆	太陽光 発電設 備の設 置	90.4456 ヘクター ル	46.5303 ヘクター ル	16.4538 ヘクター ル	平成27年8 月17日から 平成30年3 月31日まで	平成27 年8月 17日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年9月8日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年10月11日 午前9時から午前11時 20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成27年10月13日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成27年10月26日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年10月20日 午前10時から午後3時 まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成27年10月27日 午前10時から午後3時	〃	〃	〃	〃

まで				
平成27年10月27日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。